

# 年末年始における労働災害防止の 取り組みに係る指導を強化します！

川崎北労働基準監督署管内（高津区、多摩区、宮前区、麻生区、中原区）で発生した休業 4 日以上の労働災害は、本年 10 月末の時点で前年同期と比較して 135 件（+38.1%）増加し、増加率が神奈川県下ワースト 1 となっています。

年末年始にかけて多忙な事業場も多く、労働災害がさらに増加することが懸念され、12 月 1 日から 1 月 31 日までの間、労働災害防止の取り組みに係る指導を強化します。

転倒災害が多発している状況に鑑み、労働安全衛生法のうち、通路等に係る違反がないよう確認をお願いします。

## 参考

### 労働安全衛生法第 23 条

事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため、必要な措置を講じなければならない

### 労働安全衛生規則第 540 条（通路）

通路の有効保持及び主要通路を明示すること。

### 労働安全衛生規則第 541 条（通路の照明）

通路の通行の妨げとならないよう照度等を確保すること。

### 労働安全衛生規則第 542 条（屋内に設ける通路）

用途に応じた幅の確保、つまづき、すべり、踏み抜き等の危険防止、

通路面から 1.8メートル以内に障害物を置かないこと。

### 労働安全衛生規則第 543 条（機械間等の通路）

機械間、又は他の設備との間の通路は、幅 80センチメートル以上とすること。

### 労働安全衛生規則第 544 条（作業場の床面）

作業場の床面につまづき、すべり等の危険な状態がないよう保持すること。

# Feel Risk!

～ 危険を感じとれ! ～

## 事故の型ワースト3の対策は万全ですか？



### ワースト1 転倒

整理・整頓は、安全の基本！  
つまづき、すべりの要因は排除しましょう。  
平坦な通路でつまづく人は要注意！  
作業開始前の体操、ストレッチおすすめしてます。  
死亡事故も発生しています。

### ワースト2 墜落・転落

低い場所での墜落が多発しています。  
すぐに終わる作業が危ない！  
はしご、脚立は、特に注意！  
高所作業は、作業床の確保と手すりの設置が必要です。



### ワースト3 動作の反動・無理な動作(腰痛)

荷物の重量確認しましたか？  
不自然な姿勢、急な動きはNGです！  
作業量は、多くないですか？  
腰痛予防ベルトなども有効です！



職場のあんぜんサイト



安全衛生情報はこちらから

